

大阪市告示第645号

次の施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の支給に係る施設として確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき公示する。

令和8年5月1日

大阪市長 横山英幸

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設の名称	施設の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類	確認年月日
社会福祉法人 幸陽会	あろんていあ きっず病児・ 病後児保育室	大阪市天王寺区勝 山1丁目7番1号	病児・病後児保育 事業	令和8年 4月1日

(こども青少年局子育て支援部管理課)